

平成 2 2 年度児童福祉施設整備に関する特別調書
(児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、婦人保護施設用)

1	平成 2 2 年度次世代育成支援対策施設整備協議書 (様式第 3 号) 地域住民の施設建設に対する同意書 (任意様式) 農地法等の除外手続きの状況 (任意様式、該当する場合のみ)
2	協議書 (様式第 3 - 2 号)
3	施設の配置図及び施設の経歴 (様式第 3 号別紙 1)(既存施設がある場合)
4	工事实施前の施設の平面図 (様式第 3 号別紙 2)(既存施設がある場合) 現状を示す写真 (平面図に写真の撮影方向、写真番号を明記し、老朽化等の場合はその状態についてのコメントを記載すること。)
5	整備工事实施後の施設の平面図 (様式第 3 号別紙 3) 他の施設との合築の場合は全体の平面図 (施設ごとに区分けし着色すること) 工程表 設計図 部屋別面積表 冷暖房部屋別面積表 土地取得の場合 (贈与契約書又は売買契約書、所有権移転確約書、不動産登記簿謄本等の写し) 貸与を受ける場合 (地方公共団体の無償貸与契約書、土地賃貸借契約書、地上権設定契約書、不動産登記簿謄本等の写し) 確約書の場合は印鑑登録証明書 土地の公図
6	木造社会福祉施設老朽度調査表 (様式第 2 号 別紙 1)(改築及び増改築の場合)
7	非木造社会福祉施設老朽度調査表 (様式第 2 号 別紙 2)(改築及び増改築の場合)
8	独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調 (共通別紙 5)(借入を予定している場合) 借入金償還計画等一覧表 (借入先ごとに作成) 償還財源確認書類 (贈与契約書、贈与予定者の前年の課税証明書 (預貯金の場合、残高証明書) 印鑑登録証明書) の写し
9	介護用リフト等特殊付帯工事 (資源有効活用整備費)(様式第 1 6 号)(該当する場合のみ)
10	解体撤去工事費・仮設施設整備工事費協議書 (様式第 1 7 号)(該当する場合のみ) 既存施設の解体撤去工事がかかる平面図 仮設施設の室名及び面積を明らかにした表 仮設施設の配置図及び各階平面図
11	平成 2 2 年度初度設備相当加算に係る整備協議書 (様式第 1 8 号)(該当する場合のみ) 見積書
12	本体工事設計書 (見積書)
13	設計・工事監理見積書 (事務費を対象経費とする場合)

(注)

- 1 提出書類一覧表を一番上にし、A 4 - S (縦型) ファイルに綴じてください。
- 2 NO . のインデックスを貼ってください。(差し替え等の場合もあり白紙に貼付してください)
- 3 提出された資料は を黒塗りしてください。
- 4 提出書類は A 4 サイズに統一し、設計図は A 3 を A 4 に折り畳んでください。
- 5 見積書等でコピーの場合は、原本証明をしてください。

様式第 3 号の「交付基礎点数」欄は別添の平成 2 1 年度交付基礎点数表により記入してください。
(大規模修繕の場合は、見積額を 2 , 0 0 0 で除した点数を記入すること。)
また、「資金内訳」欄の交付金は交付基礎点数 1 点を 1 , 0 0 0 円として算出した額を記入することとし、都道府県負担額は交付金の 2 分の 1 の額を記入してください。
ただし、これはあくまでも仮の数字であり、実際に交付される国の交付金、県補助金は未定です。

平成22年度 次世代育成支援対策施設整備協議書

都道府県名

部(局)課名 部 課
担当者名
電話 FAX

交付金	施設種別				
(フリガナ) 施設名	(フリガナ) 設置主体名	経営 名称		主体 (公・社会福祉法人(新・既)・その他)	
所在地 (市町村名)	(移転前)	(移転後)			
整備区分	<input type="checkbox"/> 創設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 増改築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 拡張 <input type="checkbox"/> 分園 <input type="checkbox"/> 民老 <input type="checkbox"/> 大規模修繕	整備方式		一般整備・余裕教室 余裕教室活用促進事業の場合：学校名	
加算整備区分	<input type="checkbox"/> 子育 <input type="checkbox"/> 親子 <input type="checkbox"/> 病児 <input type="checkbox"/> 心理 <input type="checkbox"/> 通所 <input type="checkbox"/> 母子 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> デイ <input type="checkbox"/> 保育 <input type="checkbox"/> 学習 <input type="checkbox"/> 年齢延長受入 <input type="checkbox"/> 乳児受入	定員 現在 名⇒増減 名⇒整備後 名			
年次計画	単年度 (年度 %) 継続 (年度 %~ 年度 %)	建物延面積及び構造		整備前 階 m ² ⇒ 整備後 階 m ² 整備前 造 ⇒ 整備後 造	
合築の状況 (子育て支援のための拠点施設を除く)		<input type="checkbox"/> 老人 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> その他 ()		民老分 (参考) <input type="checkbox"/> (国庫協議予算額 千円)	
既存施設の状況	建築年度 (経過年数) 年 老朽度点 () 現存率 %	国庫補助の有無 ※「有」「無」を記入し、「有」の場合は「()」に「年度」「金額」を記入	財産処分承認申請の必要の有無 ※「有」「無」を記入し、「有」の場合は「()」に「解体」「転用」「その他」を記入	施工契約予定年月日 平成 年 月 日	着工予定年月日 平成 年 月 日
		千円 ()	千円 ()	計画完成予定年月日 平成 年 月 日	計画開所予定年月日 平成 年 月 日

「施設」整備区分	定員等	対象経費の実支出予定額	交付基礎点数	大規模修繕の場合
本体 (SP・冷暖・浄化・EV・事務費)		/		公的機関見積額 円
初度設備相当加算等 ()			民間業者見積額 円	
加算整備等 ()			修繕内容	
加算整備等 ()			特別法適用の有無	
加算整備等 ()			※以下の中から選択して記入	
加算整備等 ()			豪・既・過	
加算整備等 ()			山・沖・公	
解体撤去費 (木・非木)			寒・地・()	
仮設工事費				
その他 ()				
計		円		
地域交流スペース		円		
地域交流スペース (初度設備相当加算)		円		
備考 (工事の概要)				

用地の有無	所有 m ²	用地未決定の場合における手続きの状況	の指危有定除無地区
買取予定 (平成 年 月)	m ²	用地について (地域住民との調整状況・環境等)	有・無
借地 (地上権 賃借権 無償貸与)	m ²		
状況 (借用の相手)	m ²		

資金内訳	区分	交付金 千円	都道府県(市)負担額 千円	設置者負担					計 千円	総事業費 千円
				一般財源 千円	地方債 千円	福祉医療機構借入 千円	寄付金 千円	地方単独補助 () 千円		
施設										
計										

都道府県(市)の予算措置状況 当初 補正 (月) 設置主体の予算措置状況 当初 補正 (月) 二家一2

都道府県名

部(局)課名 △△部 ××課
担当者名 □□
電話 00-0000-0000 FAX 11-1111-1111

交付金	施設種別	児童養護施設	東京都	部(局)課名	△△部 ××課
該当項目に「○」を入力 (以下、「加算整備区分」 や「合築の状況」も同じ) ※民老に該当する増改築の 場合は両方の項目に「○」	○園	(フリガナ) 設置主体名 (福)○○会	(福)○○会	担当者名	□□
	田区霞ヶ関1-2-2	(移転 後)	千代田区霞ヶ関1-2-2	電話	00-0000-0000 FAX 11-1111-1111
				経営	(フリガナ) 名称 (福)○○会
				主体	(公・社会福祉法(新・既)・その他)
整備区分	<input type="checkbox"/> 創設 <input type="checkbox"/> 増築 <input checked="" type="checkbox"/> 増改築 <input type="checkbox"/> 改築			整備方式	<input checked="" type="checkbox"/> 一般整備・余裕教室 余裕教室活用促進事業の場合：学校名
	<input type="checkbox"/> 拡張 <input type="checkbox"/> 分園 <input checked="" type="checkbox"/> 民老 <input type="checkbox"/> 大規模修繕				
加算整備区分	<input type="checkbox"/> 子育 <input checked="" type="checkbox"/> 親子 <input checked="" type="checkbox"/> 病児 <input checked="" type="checkbox"/> 心理 <input type="checkbox"/> 通所 <input type="checkbox"/> 母子 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> デイ <input type="checkbox"/> 保育 <input type="checkbox"/> 学習 <input type="checkbox"/> 年齢延長受入 <input type="checkbox"/> 乳児受入			定員	現在 50名 ⇒ 増減 10名 ⇒ 整備後 60名
年次計画	交付金が交付される年度を記入 継続 (21年度 40% ~ 22年度 60%)		建物延面積及び構造	整備前	2階 800㎡ ⇒ 整備後 2階 1000㎡ 木造 ⇒ 整備後 鉄筋造
合築の状況	<input type="checkbox"/> 老人 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> その他()			民老分	※「有」「無」を記入(「有」の場合は右の金額も記入) (参考) <input type="checkbox"/> 有 (国庫協議予定額 80,895千円)
既存の施設状況	建築年度 S46年度 経過年数 35年 老朽度 現存率	国庫補助の有無 ※「有」「無」を記入し、「有」の場合は ()に「年度」「金額」を記入	財産処分承認申請の必要の有無 ※「有」「無」を記入し、「有」の場合は ()に「解体」「転用」「その他」を記入	施行期	契約予定年月日 平成19年8月1日 契約日は内示予定日以降とする。 1日 完成予定年月日 平成20年6月30日 開所予定年月日 平成20年7月1日

「施設」整備区分	定員等	対家庭員の実支出予定額	交付基礎点数	大規模修繕の場合
本体 (SP・冷暖・浄化・EV・事務費)	60		2,470点×60人	公的機関見積額
初度設備相当加算等 ()	60		44点×1/2×50人 44点×10人	円
加算整備等 (親子生活訓練室)				民間業者見積額
加算整備等 (病児・病後児保育事業)			570点×4人	円
加算整備等 (心理療法室)				修繕内容
加算整備等 ()				
加算整備等 ()				
解体撤去費 (木・非木)	50		121点×50人	
仮設工事費	50		215点×50人	特別法適用の有無
その他 ()				※以下の中から選択して記入
計		400,000,000円	184,270	豪・既・過 山・沖・公 寒・地・()
地域交流スペース				
地域交流スペース (初度設備相当加算)				
備考 (工事の概要)	整備の概要を記入。 (例) 園庭に仮設 (定員50名) を建築後、旧園舎 (定員50名) を解体し、新園舎 (定員60名) を建築。			

用地所有	2000㎡	用地未決定の場合における手続きの状況	用地確保の問題等による内示取下げ等の事態が生じないよう十分に調整の上記載
地の買収予定 (平成 年 月)	㎡		
借地 (地上権 賃借権 無償貸与)		用地について (地域住民との調整状況・環境等)	
対象経費の実支出額の1/2と交付基礎点数を比較して少ない方の額を記載 (上記の例では、400,000千円を1/2した額である200,000千円と184,270千円を比較して184,270千円を記載。)			

資金内訳	区分	設置者負担							計	総事業費
		負担額	一般財源	地方債	福祉医療機構借入	寄付金	地方単独補助 ()			
施設		184,270	92,135	46,068	0	77,527	0	0	123,595	400,000
計		(73,708)								
			自治体の予算措置 (予定) 額 (= 交付金の1/2相当額) を記載			法人の自主財源 (機構借入、寄付金等を除いた額) を記載				

都道府県(市)の予算措置状況	当初 ○ 補正 (6 月)	設置主体の予算措置状況	○ 当初 補正 (月)	こ家-3
----------------	-----------------	-------------	---------------	------

施設種別	施設名	都道府県・市区町村名
------	-----	------------

職員配置	職 種 (配置要領の区分により記入)	施設長										計
	職員定数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	現 員	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	整備後	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

児童の状況	区 分	児 童 数					今後の入所児童の見込数					今後の入所児童の見込数の考え方等	
		現在	増・減	整備後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目				
	定員												
現員													

管内の状況	人口	人	区 分	施設数	定 員 (暫定) A	現 員 B	入 所 率 (暫定) B/A
	(平成 年 月 日現在)		公 立	か所	()人	人	()人
	児童数	人	私 立	か所	()人	人	()人
	(平成 年 月 日現在)		計	か所	()人	人	()人
			うち 当該施設の状況		()人	人	()人

最低基準適合状況(整備後)	区 画	延 面 積	適 合 状 況	要 確 認 施 設	最低基準適合の確認方法など
		居 室	m ²		全施設(乳児院は[寝室]、母子生活支援施設は[母子室])
	静 養 室	m ²		全施設(乳児院は[病室])	
	医 務 室	m ²		全施設(乳児院は[診察室])	
	便 所	m ²		全施設	
	浴 室	m ²		全施設	
	調 理 室	m ²		全施設	
	体 育 施 設	m ²		全施設	
	心理療法室	m ²		児童養護施設・情緒障害児短期治療施設	
	教 育 部 門	m ²		児童自立支援施設(母子生活支援施設は[学習室])	
	通 所 部 門	m ²		児童自立支援施設	
	子育て短期利用居室	m ²		児童養護施設・乳児院	
	遊 戯 室	m ²		情緒障害児短期治療施設(母子生活支援施設は[集会室])	
	観 察 室	m ²		情緒障害児短期治療施設・乳児院・母子生活支援施設	
	相 談 室	m ²		情緒障害児短期治療施設・児童家庭支援センター	
	工 作 室	m ²		情緒障害児短期治療施設	
	心理検査室	m ²		情緒障害児短期治療施設	
	一時預り保育室	m ²		乳児院(母子生活支援施設は[保育室])	
	ほ ぶ く 室	m ²		乳児院	
	親子訓練室	m ²		児童養護施設・乳児院	
	そ の 他	m ²			上記に区分されない部分
	合 計	m ²			整備後の施設延面積と一致

補足欄 心理療法室、短期利用事業居室、一時預り保育室、親子訓練室を整備する場合の「実施状況」及び「受入体制」等について

児童養護施設の場合：1人部屋()室、2人部屋()室、3人以上部屋()室：個室の割合()%

施設整備を必要とする理由(民老の場合は、緊急的な整備を要する理由)

都道府県(市)の意見等

備 考

第3号様式 記入要領

この様式は、すべての施設ごとに作成すること。
都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も必ず記入すること。

1 全施設共通事項（同一施設であって、「整備区分」が複数ある場合は、複数作成すること。）

基本情報

- (1) 「施設種別」「施設名」「設置主体名」「経営主体」：特に経営主体については、名称を記入するほか、公立、社会福祉法人立等の区分を で囲むこと。
施設名、設置主体名等が仮称の場合は、名称の前に（仮）と付すこと。
設置主体名、経営主体名を記入する際の法人の略称は次のとおりとすること。
社会福祉法人=(福)、日本赤十字社=(日赤)、公益財団法人=(財)、公益社団法人=(社)
- (2) 「所在地」：創設等の場合は、移転後欄にのみ所在地（町名、地番まで）を記入すること。
- (3) 「整備区分」「整備方式」：協議する施設の整備区分及び整備方式の区分を で囲むこと。
- (4) 「加算整備区分」：協議施設に併せて加算施設の整備がある場合は、該当区分を で囲むこと。
（子育て）=子育て支援短期利用事業のための居室、（親子）=親子生活訓練室、（病児）=病児・病後児保育事業（病児型・病後児型）のための保育室等、（心理）=心理療法室、（通所）=通所部門、（母子）=母子家庭等子育て支援室、（デイ）=妊産婦ケアセンターにおける日中支援（デイサービス）利用者のための居室、（保育）=婦人保護施設における保育室、（学習）=婦人保護施設における学習室、（年齢延長受入）=乳児院における年齢延長児を受け入れるための居室、（乳児受入）=児童養護施設における乳児を受け入れるための養育室又はほふく室
- (5) 「年次計画」：複数年継続事業の場合、各年度の進捗予定率を記入すること。
- (6) 「建物延面積」「建物構造」「定員」：創設等の場合は、整備後欄に記入すること。
- (7) 「合築の状況」：他の施設との合築整備である場合は、該当区分を で囲み、その他の場合には、（ ）内に具体的な施設名及び階層数等を記入すること。
- (8) 「民老分」：民老協議の有無、民老に係る国庫協議額について記入すること。
- (9) 「既存施設の状況（各欄）」：整備区分が創設以外の場合に記入すること。
- (10) 「施行計画」：それぞれの区分に従い、時期を記入すること。

整備に係る経費内訳

- (1) 「施設整備区分」
施設本体の工事に含まれる項目を で囲むこと。
（SP）=スプリンクラー、（冷暖）=冷房・暖房・冷暖房、（浄化）=浄化槽、（EV）=昇降機、（事務費）=工事事務費（本体工事費と加算整備工事費の2.6%が上限であることに留意）
加算施設等の整備がある場合は、その区分（種別）を記入すること。
解体工事がある場合は、解体する施設の構造（木造・非木造）の区分を で囲むこと。
- (2) 「定員等」：区分毎の定員を記入すること。定員区分がない場合は「1施設」と記入すること。
- (3) 「対象経費の実支出予定額」：協議施設の整備に係る総事業費のうち対象経費の合計を記入すること。
- (4) 「交付基礎点数」：それぞれの区分ごとに、定員1人当たり（1施設当たり）基準点数を乗じて得た額を記入すること。また、豪雪地帯対策特別措置法に該当する場合は、A地域の交付基礎点数を記入すること。（設備を除く）大規模修繕の場合は、見積額を2,000で除した点数を記入すること。
- (5) 「大規模修繕の場合」：公、民それぞれの見積額を記入し、その内容を箇条書きで記入すること。（見積りは、公1民2で合い見積りを取り、民については低い方の額を記入すること。）また、同一施設において、他の整備区分と重複する場合は、大規模修繕のみ別葉で様式を作成すること。

特別法適用の有無について、該当する区分を で囲むこと。（区分は以下のとおり）

区分	法律等名称
豪	豪雪地帯対策特別措置法
沖	沖縄振興特別措置法
公	公害防止特別措置法
地	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律又は地震防災対策強化地域特別措置法

用地の状況

- (1) 用地の確保について、該当する欄に適宜記入すること。
- (2) 「危険地区指定の有無」：地すべり危険か所等危険区域の指定の有無について で囲むこと。なお、指定がある場合で、安全区域に移転する場合は、「危険区域所在施設移転改築計画」（平成20年6月12日雇児発第0612010号通知）を本協議書に添付すること。

資金内訳について、該当欄に金額を記入すること。

2 施設別様式（様式第3 - 2号）

本様式に記入する施設：

〔児童相談所一時保護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、職員養成施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設〕

協議施設の職員配置状況、管内の状況等（児童家庭支援センターは記入を要しない）

- (1) 「職員配置（各欄）」：次に掲げた施設種別毎の職種を記入し、職員定数、現員、整備後の職員数（現員ベース）を記入すること。また（ ）内に非常勤職員数を再掲すること。

【施設種別毎の職種】

《母子生活支援施設》施設長、嘱託医、母子指導員、少年指導員、保育士、自立支援職員、その他

《乳児院》施設長、医師、嘱託医、薬剤師、看護師、栄養士、調理員、事務員、その他

《児童養護施設》施設長、嘱託医、児童指導員及び保育士、職業指導員、栄養士、調理員、その他

《児童自立支援施設》施設長、嘱託医、自立支援専門員及び生活支援員、職業指導員、栄養士、

調理員、学科指導員、その他

《情緒障害児短期治療施設》施設長、医師、セラピスト、保健師、看護師、児童指導員及び保育士

栄養士、その他

《児童相談所一時保護施設》施設長、児童指導員及び保育士、医師、その他

上記に掲げていない施設については、記入を要しない。

- (2) 「児童の状況（各欄）」：協議施設に係る児童の状況及び今後の見込について記入すること。なお、見込の推計方法等を合わせて記入すること。（母子生活支援施設、婦人保護施設については、適宜児童を世帯と読み替えて記入すること。また入所施設以外は記入を要しない）
- (3) 「管内の状況」：協議施設が管轄する地域内における直近の人口、児童数を記入すること。
- (4) 「県内の協議施設の状況」：都道府県（市）内における、協議施設と同種施設の設置状況及び入所または利用定員の状況を公立・私立別に記入すること。

最低基準適合状況等（児童福祉法第45条の規定に基づく最低基準等が設けられている施設のみ記入すること。なお、児童家庭支援センターを整備する場合は、相談室のみ記入すること）

- (1) 「適合状況」：協議施設について、様式に掲げた区画の延べ面積を記入し、最低基準が設けられている区画については、「適・否」を記入すること。また、その適合状況を確認した方法を簡潔に記入すること。
例）[居室総面積÷名（入所者数）＝㎡>最低基準面積][1室定員 人以下][男女区別有り]など
- (2) 「補足欄」：当該欄に掲げた区画を整備する場合における事業の実施体制等について記入すること。なお、一時保護施設（児相）を整備する場合は、直近の一時保護実績（実人員・延べ人員・1日平均人員）等を記入すること。
児童養護施設を整備する場合は、全居室に対する個室の割合を記入すること。

その他

- (1) 「施設整備を必要とする理由」：協議施設の整備が必要な理由について、設置主体が記入すること。
- (2) 「都道府県（市）の意見等」：都道府県（市）が設置主体でない場合において記入すること。（児童家庭支援センターは記入不要）
- (3) 「備考」：協議内容について、特に配慮すべき事項等について記入すること。

様式第3 - 2号に必要な添付資料

協議施設及びその事業の特色など参考となる資料を適宜添付すること。

施設の配置図及び施設の経歴

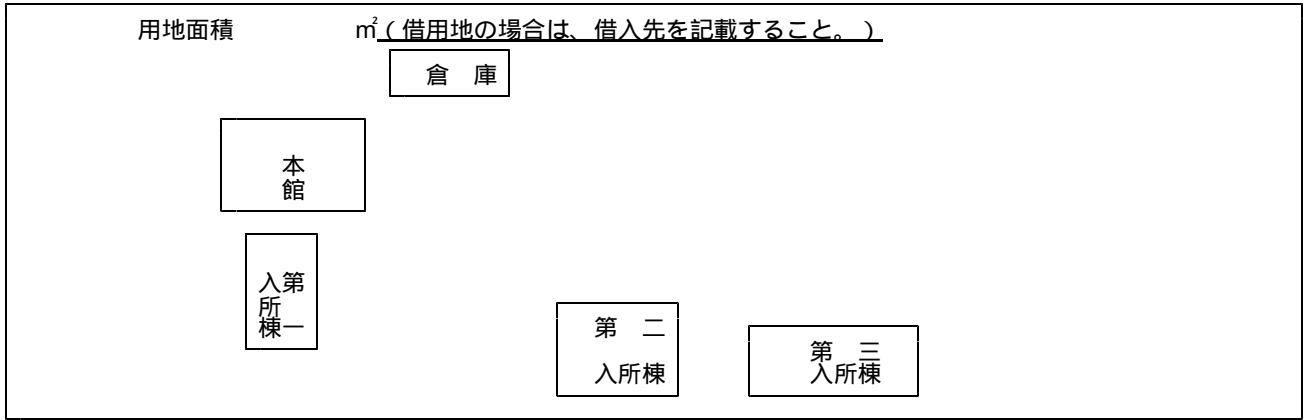
都道府県・市区町村名 _____

法人名 _____

施設名 _____

(A) 沿革(施設の発足から今日に至るまでを簡単(箇条書)に記載すること。)

(B) 配置図



(注) 整備後の施設配置についても朱書で記入すること。

(C) 施設の経歴

入所(利用)定員 名

整理番号	建物の名称	構造	所有の状況	延面積	補助の状況			説明
					補助金名	年度	金額	
1	本館	鉄筋二階	自己所有	m ² 1,500	国庫補助金	昭 48	千円 5,000	昭和48年改築
2	第1入所棟	木造平屋	自己所有	180	国庫補助金	52	1,200	昭和42年新築 昭和52年改築 (月日現在入所名)
3	第2入所棟	木造平屋	借家 (借入先)	219	-	-	-	昭和42年新築 (月日現在入所名)
4	第3入所棟	木造平屋	自己所有	180	日自振補助金	48	1,000	昭和48年新築 (月日現在入所名)
5	倉庫	木造平屋	自己所有	50	-	40	2,000	昭和40年新築
合計								

(注) 1 配置図及び経歴は、記載例のとおり詳細確実に記入すること。
 2 今回協議部分は朱書し、一見して他と判別できるようにすること。

(D) 用地の状況(地すべり防止区域等危険区域内である場合は、その名称、指定年月日及び防災措置の状況を記入すること。)

工事実施前の施設の平面図

都道府県・市区町村名 _____

法人名 _____

施設名 _____

建物の名称						階建	階部分													
物置 (1.7㎡)	居室 (人部屋) (13.2㎡)	押入 (1.7㎡)	居室 (人部屋) (13.2㎡)	居室 (人部屋) (13.2㎡)	押入 (1.7㎡)	居室 (人部屋) (9.9㎡)	倉庫 (5.0㎡)	便所 (5.0㎡)	○ ○ ○											
		押入 (1.7㎡)			押入 (1.7㎡)		洗面所 (10.0㎡)		○ ○ ○ ○ ○											
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">廊下(59.4㎡)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">テラス (23.1㎡)</div> </div>																				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 構造</td> <td style="width: 50%;">造 階建</td> </tr> <tr> <td>2 延面積</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> <tr> <td>3 建築(移築)年月日 (経過年数)</td> <td style="text-align: right;">年 月 日 ()年</td> </tr> <tr> <td>4 入所人員</td> <td style="text-align: right;">名</td> </tr> <tr> <td>5 その他の参考事項</td> <td></td> </tr> </table>											1 構造	造 階建	2 延面積	㎡	3 建築(移築)年月日 (経過年数)	年 月 日 ()年	4 入所人員	名	5 その他の参考事項	
1 構造	造 階建																			
2 延面積	㎡																			
3 建築(移築)年月日 (経過年数)	年 月 日 ()年																			
4 入所人員	名																			
5 その他の参考事項																				

- (注) 1 各室の名称、面積を必ず記入すること。また、居室については、1室当たり人員を記入すること。
- 2 建物の構造、建築(移築)年月日(経過年数)及び国庫補助を受けた年度と額を必ず記入すること。
- 3 その他参考事項欄には、古材を使用した建物である場合等においてその内容を記入すること。
- 1 施設の新設については作成を要しないこと。

整備工事实施後の施設の平面図

都道府県・市区町村名 _____

法人名 _____

施設名 _____

建物の名称			階建	階部分			
-------	--	--	----	-----	--	--	--

物置 (3.3㎡)		押入 (1.7㎡)	居室 (人部屋) (13.2㎡)	押入 (1.7㎡)	居室 (人部屋) (13.2㎡)	押入 (1.7㎡)	居室 (人部屋) (13.2㎡)
便所 (5.0㎡)	洗面所 (5.0㎡)	押入 (1.7㎡)		押入 (1.7㎡)		押入 (1.7㎡)	

→ 廊下(59.4㎡)

テラス (23.1㎡)

1 構造	造 階建
2 延面積	㎡
3 着工予定年月日	年 月 日
4 竣工予定年月日	年 月 日
5 入所人員	名 ○人部屋○室 ○人部屋○室
6 その他参考事項	

(記入上の注意事項)

- 1 各室の名称、面積を必ず記入すること。また、居室については、1室当たり人員を記入すること。
- 2 他の社会福祉施設等(他省庁所管施設等を含む。)との合築の場合には、全体の平面図を必ず添付し、各々設備の帰属を施設ごとに区分すること。
- 3 その他参考となる資料があれば添付すること。

木造社会福祉施設老朽度調査表

都道府県・市区町村名 _____

(法人名) 施設名		建物の名称																																
老朽度						調査員 職名		氏名		印																								
A点×B点×C点(係数) = _____ 点																																		
構造 耐 力	区	分	a	点	b	点	c	点	d	点																								
	①	基礎	布コンクリート造	15	布石積造、布レンガ造	10	壺石造、壺レンガ造、壺コンクリート造	5	堀立柱木杭基礎	0																								
	②	土台	15.2cm角以上	15	12.1cm角以上 15.2cm角未満	10	12.1cm角未満	5	土台なし	0																								
	③	二階以上の階を有する場合の一階の柱	15.2cm [又は13.6cm] 角以上 [又は2本]	20	13.6cm [又は12.1cm] 角以上 [又は2本]	15	12.1cm角以上	10	12.1cm角未満	0																								
	③	平家の場合の柱	13.6cm [又は12.1cm] 角以上 [又は2本]		12.1cm [又は10.6cm] 角以上 [又は2本]		10.6cm角以上																											
④	根継	ア 大部分(半数以上)の柱を根継ぎしたことがある。 イ 小部分(半数未満)の柱を根継ぎしたことがある。 ウ 根継ぎした柱はない。				本のうち 本のうち		本本 (乗率0.8) (乗率0.9) (乗率1.0)																										
※評点 上記①～③の計 () 点 × $\left[\begin{matrix} 0.8 \\ 0.9 \\ 1.0 \end{matrix} \right]$ +50点 = () 点																																		
保 朽 度	区	分	a	点	b	点	c	点	d	点																								
	①	経過年数	5年未満	5	5年以上18年未満	3	18年以上30年未満	2	30年以上	0																								
	②	基礎の不同沈下	ない	6	ほとんどない	4	かなりある(見てわかる程度)	1	ひどい	0																								
	③	外壁の土台	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0																								
	④	外壁の柱	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0																								
⑤	梁(はり)	ほとんど腐っていない	5	少し腐っている	3	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0																									
存 傾 斜 度	⑥	梁行 (はりゆき)	1cm未満	20	1cm以上2cm未満	15	2cm以上3cm未満	10	3cm以上	0																								
	⑥	桁行 (けたゆき)	180cm	20	180cm	15	180cm	10	180cm	0																								
	⑦	梁行 (はりゆき)	1cm未満	15	1cm以上2cm未満	10	2cm以上3cm未満	5	3cm以上	0																								
	⑦	桁行 (けたゆき)	180cm	15	180cm	10	180cm	5	180cm	0																								
※評点 上記の計 () 点																																		
外 力 条 件	a	海岸からの距離		b 積雪			c 地盤																											
	①	海岸から8Kmをこえる		① 毎年少ない(0~20cm未満)			① 普通																											
	②	海岸から4Kmをこえる8Km以内		② 毎年かなりつもる(20~100cm未満)			② やや軟弱																											
③	海岸から4Km以内		③ 毎年ひどくつもる(100cm以上)			③ 軟弱																												
※評点(外力条件分類番号a b c) 下記(附表)より																																		
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>係数</td> <td>1.00</td> <td>0.98</td> <td>0.96</td> <td>0.94</td> <td>0.92</td> <td>0.90</td> <td>0.88</td> <td>0.86</td> <td>0.84</td> <td>0.82</td> <td>0.80</td> </tr> <tr> <td>(附表) 外力条件 分類番号</td> <td>①①①</td> <td>②①①</td> <td>①①② ①②① ③①①</td> <td>②①② ②②①</td> <td>①①③ ①②② ①③① ③①② ③②①</td> <td>②①③ ②②② ②③①</td> <td>①②③ ①③② ③①③ ③②② ③③①</td> <td>②②③ ②③②</td> <td>①③③ ③②③ ③③②</td> <td>②③③</td> <td>③③③</td> </tr> </table>											係数	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80	(附表) 外力条件 分類番号	①①①	②①①	①①② ①②① ③①①	②①② ②②①	①①③ ①②② ①③① ③①② ③②①	②①③ ②②② ②③①	①②③ ①③② ③①③ ③②② ③③①	②②③ ②③②	①③③ ③②③ ③③②	②③③	③③③
係数	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80																							
(附表) 外力条件 分類番号	①①①	②①①	①①② ①②① ③①①	②①② ②②①	①①③ ①②② ①③① ③①② ③②①	②①③ ②②② ②③①	①②③ ①③② ③①③ ③②② ③③①	②②③ ②③②	①③③ ③②③ ③③②	②③③	③③③																							

- (注) 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと(棟別)に作成すること。
 2 A及びB欄の記入は、各区分ごとに該当点数を○で囲み、それぞれの評点を所定欄に記入すること。
 3 C欄は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号を組み合わせにより附表から係数を求めて記入すること。
 なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したもの又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。
 4 傾斜度の測定法は、次によることとする。
 (1) 柱の傾斜度は、もっとも傾斜のひどい柱の長さについて垂直線を基準にして測定すること。
 (2) 横架材の傾斜度は、もっとも傾斜のひどい梁と桁のそれぞれ180cmの長さについて水平線を基準に測定すること。
 5 本調査表の作成にあつては、1級建築士の資格を有し、責任ある者によるものとする。

非木造社会福祉施設老朽度調査表

都道府県・市区町村名 _____

(法人名) /施設名		建物の名称						
現存率 ×100	%	評点	老朽度	調査員 職名 氏名 印				
区 分	構 成	種 類	各 部 現 存 率 K		再建設指数 P×N	再建設指数調整値 R = P×N / 0.4	現 存 指 数 K × R	現 存 率 (K×R) / (R)
			内 容	率				
構 造	140	鉄骨・鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート ブロック造 鉄骨造 れんが造、石造	1.5 1.0 0.7 0.9 1.2					
主要部の 仕 上	屋 根	・アスファルト防水、コンクリート押え珪外塗 ・アスファルト露出防水 ・モルタル防水 ・石綿スレート、かわら、銅板	1.7 1.0 0.5 0.4					
	外 壁	・タイル(小口) ・モザイクタイル ・コンクリート打放し ・モルタル、リシン吹付	1.4 1.0 1.0 0.6					
	内 壁	・モルタル ・プラスター ・木製	1.0 0.8 0.7					
	天 井	・吸音テックス ・ボード ・プラスター ・木製	1.1 1.0 0.8 0.7					
	床	・リノリウム ・プラスチックタイル ・アスファルトタイル(暗) ・モルタル ・木製	1.3 1.1 1.0 0.8 0.7					
	外部建具	・アルミサッシ(オーダー) ・アルミサッシ(既成) ・スチールサッシ ・木製	1.2 1.0 0.9 0.7					
	内部建具	・木製	1.0					
	小 計							
設 備	電灯設備等	・蛍光灯(300L×程度以上) ・蛍光灯(300L×程度以下) ・白熱灯	1.0 0.8 0.4					
	電線類その他	・ビニール被覆線 ・ゴム被覆線	1.0 0.9					
	給排水その他	・水洗便所 ・くみ取便所	1.0 0.4					
	暖 房	・空気調和 ・温風(ボイラー方式) ・温風(熱風炉式) ・その他	1.9 1.3 1.0 1.0					
	小 計							
外 力 条 件	25	別 表 に よ る 係 数						
合 計								

各部現存率 (K)

各部現存率 K の値	(構造)内容	
	1 損耗なし、又は、損耗の程度僅小	1.0, 0.9
	2 中小亀裂、鋼材発錆(鉄骨造)、外力による小変形がみられるが耐力に影響が殆んどないもの	0.9, 0.8, 0.7
	3 損耗が進み、部分的補修、補強又は取替えを必要とするもの	0.7, 0.6, 0.5
各部現存率 K の値	(仕上、設備)内容	
	1 損耗なし、又は損耗の程度僅小	1.0, 0.9
	2 汚染及び損耗はある程度みられるが、機能上問題のないもの、又は極く小規模の補修を必要とするもの	0.9, 0.8, 0.7
	3 損耗が進み、部分的補修を必要とするもの	0.7, 0.6, 0.5
各部現存率 K の値	4 相当部分で損耗が進み、機能低下が顕著であるが、部分補修が可能なもの	
	5 損耗の程度著しく全面建替えを要するもの	

外力条件 (N)

a 海岸からの距離	b 積雪	c 地盤																																	
海岸からの距離が8 kmをこえる 海岸から4 kmをこえる8 km以内 海岸から4 km以内	毎年少ない(0~20 cm未満) 毎年かなりつもる(20~100 cm未満) 毎年ひどくつもる(100 cm以上)	普通 やや軟弱 軟弱																																	
率(外力条件分類番号 a b c) 下記(付表)により																																			
(付表)	<table border="1"> <tr> <td>率</td> <td>1.00</td> <td>0.98</td> <td>0.96</td> <td>0.94</td> <td>0.92</td> <td>0.90</td> <td>0.88</td> <td>0.86</td> <td>0.84</td> <td>0.82</td> <td>0.80</td> </tr> <tr> <td>外力条件分類番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>											率	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80	外力条件分類番号											
率	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80																								
外力条件分類番号																																			

現存率に基づく評点、老朽度

現存率	評点	老朽度	定義
50%以下	100点以上	特 A	特に緊急を要する
60 "	90 "	A	緊急を要する
70 "	80 "	B	至急実施すべきである
-	70 "	C	できるだけ早く実施した方がよい
-	60 "	D	必要は認めるが急がなくてよい
-	50 "	E	必要ない

(注) 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと(棟別)に作成すること。

2 各区分ごとの種類欄(N)は、該当するか所を で囲むこと。

3 各部現存率欄(K)は、上の表より該当する内容項目を選定し、老朽度に応じた係数を選択すること(老朽度が大きいものほど係数は小さい。)。また、老朽の具体的な状況を記入すること。

4 外力条件は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号を組み合わせにより附表から係数を種類欄(N)及び各部現存率欄(K)記入すること。

なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したものは地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。

5 本調査表の作成にあつては、1級建築士の資格を有し、責任ある者によるものとする。

保 証 人	<input type="checkbox"/> 社会福祉振興・試験センター債務保証を利用						
	<input type="checkbox"/> 個人保証	氏 名	年 齢	職 業	法人との関係	年 収	正味資産

(注) 資金計画欄の金額について、2か年事業の場合はその全体額を記入すること。

(添付資料)

- 1 別紙「借入金償還計画等一覧表」、又は、~~独立行政法人福祉医療機構への借入申込書の添付書類~~「借入金償還計画表」及び「借入金償還財源内訳」の写し。~~(共通別紙6「社会福祉法人調書」に添付した場合は省略可)~~
 - 2 償還財源確認書類（贈与契約書、贈与予定者の前年の課税証明書（預貯金を償還財源とする場合は残高証明書を添付）、印鑑登録証明書）。
 - 3
- その他参考となる資料があれば、添付すること。

借 入 金 償 還 計 画 等 一 覧 表

借 入 先		施 設 名			法 人 名		区 分 1. 既 借 入 分 2. 新 規 借 入 分			
返 済 回 数	返 済 年 度	元 金	利 息	合 計	償 還 財 源 内 訳					
					氏 名	職 業	年 齢	前 年 課 税 所 得	法 人 と の 関 係	
1	平成									
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
合 計										

(注) 1. 既設法人で既借入金があり、今回の施設整備で新たに借入予定がある場合は、既借入金と新規借入金は別葉とすること。なお、既借入金は未償還額について記入すること。
 2. 県・市等の利子補給等がある場合は、償還財源内訳欄に記入すること。

**「独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調」留意事項
(主な融資チェックポイント)**

【「資金計画」について】

1. 寄付金が確実に充当されるかどうか。
(例) ・ 一個人及び一法人で多額(10,000千円以上)の寄附を行う場合。
・ 土地を売却して寄付金に充てる場合。
・ 講演会等による寄附の場合。(強制寄附になっていないか。)
2. 創設法人の場合、法人認可後一週間以内に贈与されることとなっているか。

【「償還計画」について】

1. 償還者の負担額が、生活に無理のない範囲であること。(課税所得の1/4以内を目安)
2. 償還者が既往借入の償還も兼ねている場合、それを含めて返済可能かどうか。
3. 償還者に役員(原則として、理事長)が入っていること。
4. 償還贈与者の継承者が確実なこと。継承者は、原則として60歳未満であること。
5. 協利法人が償還にあたる場合、財務内容(過去2年間)に問題はないか。(欠損が生じていないか。)
6. 後援会寄附による場合、過去の実績を鑑みて無理のない計画となっているか。
(強制寄附になっていないか。)

【「担保」について】

1. 担保物件の残存評価額の合計が、借入申込額の1.43倍以上(借入申込限度額は、担保評価額の70%の範囲内)であること。
2. 貸付対象施設の敷地は、必ず担保提供されること。(公有地を除く。)
3. 借地の場合でも担保提供されること。(公有地を除く。)
4. 先順位に機構以外の抵当権が設定済みの場合、順位変更が確実であること。
5. 医療法人が担保提供する場合、主管部局の承認が得られていること。

【「保証人について」】

1. 試験センター債務保証を利用することができる場合は、借入申込額が5億円以内(一法人)でること。なお、この場合、連帯保証人は必要ないこと。
2. 保証人が2名以上立てられていること。
3. 理事長は、原則として保証人となっていること。
4. 理事長以外の保証人は、70才以下であること。
5. 保証人については、償還を確実に履行するにたる所得があり、かつ、連帯保証人の正味資産の合計が借入申込額以上であること。

【その他】

1. 過去の監査等で問題があったかどうか。また、改善がなされているか。
2. 公職の候補者等(公職にある者を含む。)が、選挙区内の施設建設のための担保提供者・保証人・償還者となっていないか。
3. 土地取得費は、購入済の物件は貸付の対象とならないこと。

特殊付帯工事等に係る整備計画協議書

都道府県市名 _____

設置主体名 _____

施設種別		施設名	
整備内容		対象事業費 (円)	
資源有効活用整備費			
	水の循環・再利用	公・民	
	生ゴミ処理	公・民	
	ソーラー	公・民	
	その他 ()	公・民	
	小 計		
消融雪設備工事費		公・民	
合 計			

- (注) 1 「対象事業費」の欄には、公的機関による見積額と業者による見積額とを比較して少ない方の額を記入し、公あるいは民を○で囲むこと。
- 2 整備内容「その他」の欄については、() にその整備品目を記載すること。
- 3 「国庫補助基準額」の欄には、「合計」欄と、1施設あたりの基準額とを比較して少ない方を記入すること。

解体撤去工事費・仮設施設整備工事費協議書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所(利用)定員

現 在 定 員	増 加 定 員	合 計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

2 対象経費

(1) 総事業費

区 分	金 額
解体撤去工事費	円
仮設施設整備工事費	
計	

(2) 国庫負担(補助)所要額

区 分	1人当たり基準単価	算定基準に よる算定額	補助 国庫負担額
解体撤去工事費	円	円	円
仮設施設整備工事費			
計			

3 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

(ア) 建物の面積 延面積_____m²

(イ) 建物の構造(____造)

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分(昭和〇〇年度:国庫・民間・自己資金・その他)

(オ) 処分(取りこわし)年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事がかかるもの(平面図等)を添付すること。

イ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 延面積_____m²

(イ) 建物の構造(____造)

- (注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 施工計画

ア 本体工事関係

(ア) 直営・請負の別

(イ) 着工年月日

(ウ) 竣工年月日

イ 解体撤去工事関係

(ア) 直営・請負の別

(イ) 着工年月日

(ウ) 完了年月日

ウ 仮設施設工事関係

(ア) 直営・請負・賃貸借の別

(イ) 工事期間

(ウ) 仮設施設の使用期間

平成 年度 初度設備相当加算に係る整備協議書

都道府県市名		設置主体名	
施設名		施設種別	
整備内容	品目	対象経費の実支出予定額 (単位:円)	整備状況
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
	合計		

(記入上の注意)

- 1 「整備内容の品目欄」は、大型冷蔵庫、大型洗濯機等の具体的な品目を記入すること。
- 2 「整備内容の整備状況欄」は、1から4の該当するものに○をすること。

(添付資料)

- 見積書

別表 2

交付基礎点数表

	単 位	A地域		B地域		C地域		D地域	
		青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県		北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県		栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・鳥取県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県		徳島県・愛媛県・福岡県・大分県	
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	1,770		1,690		1,600		1,520	
初度設備相当加算	1人当たり	44							
助産施設本体	1人当たり	2,550		2,430		2,310		2,190	
初度設備相当加算	1人当たり	279							
乳児院本体	1人当たり	1,620		1,550		1,470		1,390	
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	44							
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	22							
心理療教室整備加算	1施設当たり	12,940		12,330		11,710		11,090	
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	480		450		430		410	
初度設備相当加算	1人当たり	39							
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	410		390		370		350	
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	570		550		520		490	
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,510		2,390		2,270		2,150	
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	5,790		5,510		5,240		4,960	
初度設備相当加算	1世帯当たり	44							
心理療教室整備加算	1施設当たり	12,940		12,330		11,710		11,090	
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	3,200		3,040		2,890		2,740	
初度設備相当加算	1世帯当たり	39							
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	570		550		520		490	
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	810		770		730		690	
初度設備相当加算	1人当たり	13							
児童養護施設本体	1人当たり	2,470		2,350		2,230		2,120	
初度設備相当加算	1人当たり	44							
心理療教室整備加算	1施設当たり	12,940		12,330		11,710		11,090	
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	920		870		830		780	
初度設備相当加算	1人当たり	39							
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	570		550		520		490	
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	170		160		150		150	
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,510		2,390		2,270		2,150	

情緒障害児短期治療施設本体	1人当たり	2,910	2,770	2,630	2,490
初度設備相当加算	1人当たり		44		
心理療法室整備加算	1施設当たり	19,870	18,930	17,980	17,030
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,510	2,390	2,270	2,150
通所部門整備加算	1人当たり	1,230	1,170	1,110	1,050
初度設備相当加算	1人当たり		37		
児童自立支援施設本体	1人当たり	3,450	3,290	3,120	2,960
初度設備相当加算	1人当たり		44		
心理療法室整備加算	1施設当たり	12,940	12,330	11,710	11,090
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,510	2,390	2,270	2,150
通所部門整備加算	1人当たり	1,230	1,170	1,110	1,050
初度設備相当加算	1人当たり		37		
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	7,880	7,500	7,130	6,750
職員養成施設本体	1人当たり	1,370	1,300	1,240	1,170
初度設備相当加算	1人当たり		44		
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	3,500	3,330	3,160	3,000
初度設備相当加算	1人当たり		44		
児童自立生活援助事業所	1人当たり	3,190	3,030	2,880	2,730
初度設備相当加算	1人当たり		44		
妊産婦ケアセンター	1人当たり	5,790	5,510	5,240	4,960
初度設備相当加算	1人当たり		44		
日中支援(デイサービス)利用者のための居室を整備する場合の加算	1人当たり	3,200	3,040	2,890	2,740
初度設備相当加算	1人当たり		39		
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	2,120	2,010	1,910	1,810
初度設備相当加算	1世帯当たり		44		
心理療法室整備加算	1施設当たり	12,940	12,330	11,710	11,090
保育室整備加算	1人当たり	570	550	520	490
学習室整備加算	1人当たり	570	550	520	490
婦人保護施設本体	1世帯当たり	3,300	3,150	2,990	2,830
初度設備相当加算	1世帯当たり		44		
心理療法室整備加算	1施設当たり	12,940	12,330	11,710	11,090

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 6 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備
- 7 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 8 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造の改築として行う場合)として行う場合)

		A地域	B地域	C地域	D地域
単 位		青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
乳 児 院 本 体	1人当たり	2,170	2,060	1,960	1,860
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	59			
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	30			
心理療教室整備加算	1施設当たり	17,260	16,440	15,620	14,790
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	640	610	580	550
初度設備相当加算	1人当たり	53			
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	550	530	500	470
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	770	730	690	660
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	3,350	3,190	3,030	2,870
情緒障害児短期治療施設本体	1人当たり	3,880	3,690	3,510	3,320
初度設備相当加算	1人当たり	59			
心理療教室整備加算	1施設当たり	26,500	25,240	23,970	22,710
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	3,350	3,190	3,030	2,870
通所部門整備加算	1人当たり	1,640	1,560	1,480	1,400
初度設備相当加算	1人当たり	50			

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 5 乳児院、情緒障害児短期治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 6 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づ く事業として行う場合	公害防止対策事業と して行う場合	地震対策緊急整備事 業計画、地震防災緊 急事業五箇年計画に 基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	83	-	-	-
助産施設	1人当たり	134	204	148	-
乳児院	1人当たり	79	106	86	106
母子生活支援施設	1世帯当たり	282	424	310	-
児童養護施設	1人当たり	121	-	132	-
情緒障害児短期治療施設	1人当たり	139	-	154	186
児童自立支援施設	1人当たり	173	-	190	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	400	-	440	-
職員養成施設	1人当たり	74	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	301	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	269	-	-	-
妊産婦ケアセンター	1人当たり	282	-	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	79	-	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	164	-	-	-

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づ く事業として行う場合	公害防止対策事業と して 行 う 場 合	地震対策緊急整備事 業計画、地震防災緊 急事業五箇年計画に 基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	149	-	-	-
助産施設	1人当たり	248	374	274	-
乳児院	1人当たり	139	186	154	186
母子生活支援施設	1世帯当たり	510	765	559	-
児童養護施設	1人当たり	215	-	236	-
情緒障害児短期治療施設	1人当たり	258	-	284	344
児童自立支援施設	1人当たり	304	-	336	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	711	-	783	-
職員養成施設	1人当たり	134	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,248	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,109	-	-	-
妊産婦ケアセンター	1人当たり	510	-	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	147	-	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	295	-	-	-

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標準	公害防止対策事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
婦人保護施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	25,550	-	-
児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	-	28,110	-
情緒障害児短期治療施設	-	-	34,070

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数	9,910	13,210
初度設備相当加算	540	1,408

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業
本体点数	13,210
初度設備相当加算	2,348

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 (既存施設における整備事業)
基準点数(1㎡当たり)	6

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

	屋 内 消 火 栓 設 備 (既存施設における整備事業)
基準点数	厚生労働大臣が別に定める点数

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

	標 準	沖縄振興計画に基 づく事業として行う 場 合	公害防止対策事業 として行う場合	地震対策緊急整備 事業計画、地震防 災緊急事業五箇年 計画に基づく事業の 場 合
標準	6,360	-	-	-
乳児院	-	8,900	-	-
助産施設、母子生活支 援施設	-	10,010	-	-
助産施設、乳児院、母 子生活支援施設、児童 養護施設、情緒障害児 短期治療施設、児童自 立支援施設、児童家庭 支援センター	-	-	6,990	-
乳児院、情緒障害児短 期治療施設	-	-	-	8,470
(保育所の基準額を削除)				

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。